

令和6年度委託訓練業務委託 企画コンペ実施要領（知識等習得コース）

令和6年度委託訓練業務委託 企画コンペ実施要領（知識等習得コース）〈本紙〉

【別添】

- ・令和6年度委託訓練 企画コンペ評価基準（知識等習得コース）
- ・令和6年度委託訓練 仕様書（12～3月開始分）
- ・令和6年度委託訓練 仕様書（別紙）
- ・令和6年度委託訓練 訓練実施について（知識等習得コース）
- ・令和6年度委託訓練 実施計画
- ・委託先選定の評価基準（知識等習得コース）
- ・デジタル分野訓練について
- ・D1_【デジタル技術活用科】ISVMap_ITSS_Ver12.1 ※HP 非公開
- ・D2_【デジタル技術活用科】WEB デザイン関係の資格

【提出関連書類】

- ・企画コンペ参加申請書
- ・企画コンペ参加事業所 連絡表
- ・質問書
- ・企画書様式
- ・スキル項目・学習項目チェックシート

※各資料を熟読の上、ご参加ください。

1 目 的

離転職者の早期就職を支援するため、職業訓練を民間教育訓練機関等に委託するにあたり、より優れた提案を選定するため、企画コンペを実施する。

（訓練対象者：公共職業安定所に求職申込を行っている者等）

2 公募内容

令和6年度委託訓練 実施計画（12～3月開始分）のとおり

3 参加要件

企画コンペに参加できる者は次の要件を満たす企業等としますので、貴社において要件を満たしているか確認のうえご参加ください。

なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （2） 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （3） 「5提出期限等（3）企画書の審査（書類）」の日の6か月前から、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなっていない者。
- （4） 教材等の著作権法違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償等の重大な法令違反行為を行っている者でないこと。
- （5） 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- （6） 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 提出書類 及び 提出先等

企画コンペに参加する場合は、下記書類を提出してください。

(1) 提出書類

○企画コンペ参加申請書 及び 企画コンペ参加事業所 連絡表

○企画書等 4部 [概算見積書（公印押印は原本のみ可）・民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修受講証明書（写し可）・会社（学校）概要がわかる資料含む]

○スキル項目・学習項目チェックシート及び学習項目に対応する訓練カリキュラムの該当箇所がわかる資料等（DX推進スキル科のみ）

※「令和6年度委託訓練 仕様書」及び「令和6年度委託訓練 訓練実施について（知識等習得コース）」に基づき作成すること。

※国の委託訓練実施要領に改正があった場合には、それに基づき適宜変更する。

※企画書作成に要する費用は事業者負担とする。

(2) 提出先

(1)の提出書類を「5 提出期限 及び 審査日程」に記載している期限までに「8 担当課」に提出すること。

※提出していただいた書類の返却はできませんので、あらかじめ御了承ください。

5 提出期限 及び 審査日程

(1) 企画コンペ参加申請書・連絡表 提出期限

令和6年6月17日（月曜日）正午まで

※提出方法は、持参、郵送、メールのいずれかの方法（必着）

(2) 企画書等 提出期限

令和6年6月24日（月曜日）正午まで

※提出方法は、持参または郵送（必着）

(3) 企画書の審査（書類）

令和6年7月3日（水曜日）

・審査については、「委託先選定の評価基準（知識等習得コース）」による。

・審査の際に、プレゼンテーションによる説明を求める場合がありますのでその際はご対応をお願いします。（日程については別途連絡）

(4) 審査結果通知

令和6年7月中旬

6 企画書の作成について

- (1) 企画書の作成にあたっては、以下の事項についてすべて盛り込むこととし、不足がある場合は欠格とする。ただし、③は実習のある訓練のみ、⑩は託児サービスのある訓練のみ提出することとする。別添「企画コンペ評価基準」を参照すること。

【訓練コースについて】

- ①仕上がり像に向けた訓練の考え方、訓練科名（自由設定）の理由

【訓練カリキュラムの実用性】

- ②訓練カリキュラム
（就職にあたっての実用性を踏まえて記載すること）
③施設実習先のリスト（仮もしくは昨年度実績で可）
④取得可能な資格

【就職支援カリキュラムの有効性】

- ⑤就職支援カリキュラム

【就職支援の実現性】

- ⑥訓練期間中から訓練終了後における具体的な就職支援方法

【使用教材】

- ⑦使用教材一覧（価格、該当する訓練科目、出版社名、配付予定のプリント類）

【訓練の実績】

- ⑧過去3年間の本訓練に類する訓練実績
（県内外の委託訓練、求職者支援訓練実績など。就職率等も記載すること）

【その他評価すべきもの】

- ⑨会社のアピールポイント

【訓練日程の設定】

- ⑩訓練計画
⑪訓練日程表
⑫1日のスケジュール

【訓練環境】

- ⑬訓練会場
（周辺図、公共交通機関とのアクセス、教室見取り図（寸法を記載すること）、面積、
駐車場の有無（有の場合、駐車場配置図）・台数・料金・施設内設備の充実）
⑭訓練体制
⑮訓練コース要素別点検表
（⑭訓練体制に掲げた講師の数と点検表の「講師体制等」欄の講師数は同数であること）

【その他】

- ⑯託児サービスの提供施設について
⑰会社概要が分かる資料（パンフレット等）
⑱概算見積書 ※ 積算内訳、1人あたり月額単価、最小遂行人員を記載すること

(2) 留意事項

企画書を提出する際には、以下のことに十分留意すること。

- ア. ①②⑤⑥⑧⑨⑰⑱は任意様式、その他は所定の様式あり。評価基準の評価ポイントを踏まえた内容とすること。
- イ. 市販されていない教材を使用する場合は、著作権に係る諸手続きを解消していること。
- ウ. 訓練で使用するソフトについては、必ずライセンスの許諾を受けていること。また、その証書について県から提出を求められた場合は直ちに提出できるようにしておくこと。
- エ. 講師について再委託を行う場合は、委託契約を締結すること。また、その契約書について県から提出を求められた場合は直ちに提出できるようにしておくこと。
- オ. 実習のある訓練の場合は、訓練開始後早期に実習先を公表できるよう実習先との事前調整を図り、実習先と訓練生とのマッチングに向けた事前調整をしておくこと。また、企業実習先では、座学訓練で学んだことが活かされるよう配慮すること。

- カ. 訓練分野の特性に応じ、基礎的なデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムとすること。
- キ. 訓練の企画をする際には、厚生労働省が示した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン（以下、「ガイドライン」という）」に基づいた効果的な訓練内容とすること。なお、ガイドラインは厚生労働省ホームページで紹介されているほか、定期的にガイドライン研修も実施されているので、今後も積極的に受講し、訓練に取り入れること。
〔参照：厚生労働省ホームページ〕

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/minkan_guideline/index.html

7 審査について

別紙「委託先選定の評価基準（知識等取得コース）を基に審査を行います。

8 質疑応答について

- (1) 質問は質問書によって受け付ける。
 - 質問期間 **令和6年6月19日（水曜日）正午まで**
 - 受付 「8担当課」にメールにてご連絡ください。
- (2) 回答は、企画コンペ参加申請書を提出したすべての者に、令和6年6月20日（木曜日）までに電子メールで送付する。
- (3) 受付期間以外の質問および質問書の様式によらない質問は一切受け付けない。

9 担当課

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県産業労働部産業人材課（新館9階）
スキルアップ担当 田中
電話：0952-25-7100
ファクシミリ：0952-25-7305
E-mail：sangyoujinzai@pref.saga.lg.jp

10 その他

- (1) 審査結果は企画書提出事業者全員に通知する。
- (2) 採用された企画書に加除修正し、最終的な企画書となる場合がある。
- (3) 企画書の提出を辞退する場合には、辞退届を提出しなければならないものとする。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 本件企画コンペ手続きについて不正を行った場合
 - イ 提出資料の内容に虚偽があることが判明した場合
 - ウ 公正な審査を妨害した場合又は妨害する恐れがあると判明した場合
 - エ 企画書提出後、委託業者選定までの間に本実施要領「3 参加要件」に定める要件を満たさなくなった場合
 - オ その他、本実施要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合
 - カ 全各号に掲げるものの他、競争の条件に違反した場合